厚生委員会資料

令和３年９月２１日

福祉部障害者福祉課

**品川区立障害児者総合支援施設併設の医療系サービスについて**

**１．精神科クリニックについて**

　品川区立障害児者総合支援施設において、一般社団法人日本精神科看護協会は、区と連携し、行政財産の使用許可により精神科クリニック（児童精神科・精神科）を運営している。精神科クリニックは、児童発達支援センター「品川児童学園」等と連携を図るとともに、外来診療により子どもの発達・発育に関する診断を行っている。

この間、一般社団法人日本精神科看護協会と相談や協議を行ってきたが、令和３年８月２６日に、経営状況の不振や児童精神科医の確保が困難などの理由から令和４年９月末をもって閉院したい旨の報告があった。

**２．行政財産の使用期間**

　使用期間は、品川区公有財産管理規則に基づき、１年を超えない範囲とし、現在は、令和２年１０月１日～令和３年９月３０日までと定めている。次期は、令和３年１０月１日～令和４年９月３０日までを期間としている。